

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	精神保健福祉士の養成	担当部局・担当課室	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者であり、その資格制度を定めるとともに、このような専門的な人材を我が国で養成し、確保していくために創設したものである。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>精神保健福祉士を養成する。</p>		
事務・事業の目的	指定基準を満たした養成施設を指定精神保健福祉士養成施設として指定することにより、専門的な能力及び知識を有する精神保健福祉士を養成することを目的とする。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	-（国が行う指定事務の対象となる法人はない）		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	-		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>-</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>-</p>		
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）：-		
事務・事業	現在指定している法人はない。		

<p>の見直し状況（これまでの検証）</p>	
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>●事務・事業の必要性 福祉ニーズが多様化し、また利用者の権利擁護等が求められている中で、相談援助等に当たって、専門的な能力及び知識を有する人材として、精神保健福祉士を養成・確保していく必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性 現在、指定されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難である。</p> <p>●事務・事業の有効性 現在、指定されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性 専門的な人材である精神保健福祉士の養成は、指摘基準をみたした養成施設として、適切な施設で実施する必要がある。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 精神保健福祉士養成施設の指定基準は、有識者による報告を踏まえ、策定している。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性> 現在、指定されている法人がないため、評価が困難である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>—</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>特になし</p>

に関する事項	
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	現在、指定されている法人はないが、専門的人材である精神保健福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要がある、引き続き実施。
備考	